

# 自治会・町内会長等の交代に伴い、必要となる手続き一覧

市役所 TEL : 23-3000

対象団体・業務		提出書類 (①)	窓口	連絡・届出場所
<b>1 すべての自治会・町内会等が対象となるもの</b>				
<input type="checkbox"/>	自治会・町内会連合会に加入している自治会・町内会	自治会町内会等基本情報変更届【*1】	地域のつながり課 または各支所	市役所第3分庁舎1階 腰越支所 深沢支所
<input type="checkbox"/>	自治会・町内会連合会未加入の団体	自治会町内会等基本情報変更届【*1】	地域のつながり課	大船支所 玉縄支所
<b>2 認可法人となっている自治会・町内会等が対象となるもの</b>				
<input type="checkbox"/>	法人化している自治会・町内会	告示事項変更届書【*2】 (添付書類：総会通知文・ 総会議案・議事録)	地域のつながり課	市役所第3分庁舎1階
<b>3 以下に該当する自治会・町内会等</b>				
<input type="checkbox"/>	自主防災組織を結成している自治会・町内会	自主防災変更通知届出書【*3】 (会長・防災部長変更通知)	総合防災課	市役所第3分庁舎2階 (又は各消防署)
<input type="checkbox"/>	まちづくり市民団体の認定を受けている自治会・町内会 (②)	まちづくり市民団体連絡先変更届出書【*4】	都市政策課	市役所本庁舎3階
<input type="checkbox"/>	山崎浄化センター連絡協議会に役員選出している自治会・町内会 (③)	山崎浄化センター連絡協議会届出書【*5】	浄化センター	浄化センター
<input type="checkbox"/>	建築協定や住民協定を締結している自治会・町内会 (④)	建築・住民協定連絡先の変更についての届出書【*6】	建築指導課	市役所本庁舎3階
<input type="checkbox"/>	土地・家屋を所有する自治会・町内会 (⑤)	住所等変更届 (送付先変更届)	資産税課	市役所本庁舎1階 15番窓口
<input type="checkbox"/>	法人市民税の申告義務を負う自治会・町内会	法人の異動届出書 (代表者、所在地、送付先の変更) ※市ホームページからも取得できます。	市民税課	市役所本庁舎1階 16・17番窓口
<b>4 その他</b>				
<input type="checkbox"/>	防犯協会に加入している自治会・町内会	地域防犯連絡所変更届等	警察関係 (所轄の警察)	鎌倉警察署 大船警察署
<input type="checkbox"/>	他の組織・会等に対して引継ぎが必要な場合	必要な書類	任意参加の組織・会等	該当する窓口 各担当部門
<input type="checkbox"/>	会長職で各種委員を委嘱されていた方	必要な書類	該当する窓口 各担当部門	

## ① 届出書類と提出方法

【\*1】～【\*6】は、地域のつながり課又は各支所に必要書類があります。

地域のつながり課または各支所へ提出いただければ、担当部署へ一括して書類を回送します。

## ② まちづくり市民団体

①七里ガ浜自治会 ②鎌倉山町内会 ③谷際自治会 ④大町六・七丁目自治会 ⑤富士見町町内会

⑥塔之辻自治会 ⑦大平山丸山町内会 ⑧梶原山町内会 ⑨住友常盤自治会 ⑩西鎌倉住宅地自治会

③ 山崎浄化センター連絡協議会委員委嘱自治会・町内会

①山崎西町内会 ②台新町自治会 ③新富町町内会 ④富士見町町内会 ⑤サウスアリーナ鎌倉大船自治会

④ 住民協定・建築協定を締結している自治会・町内会

建築指導課に問合せいただくか、鎌倉市の[ホームページ](#)（ホーム > 産業・まちづくり > 建築物 > 建築協定・住民協定）でご確認ください。

⑤ 提出方法

固定資産税・都市計画税納税通知書の中にある住所等変更届（切手不要のハガキ）をご利用ください。

また、通知書番号、宛名番号、納付番号のいずれかが分かれば、オンライン届出も可能です。鎌倉市ホームページの「オンライン申請・届出」内の、「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先住所等変更届出」からお手続きできます。